

遊佐 美由紀議員 一般質問回答要旨

問1-(3)

現在国会で、「再チャレンジ支援総合プラン」等、働き方の見直し等が審議されている。将来ビジョンを推進する中で、働く人の環境改善についての対策はどうか。

[答]

次に、働く人の環境改善についての対策はどうかとの御質問にお答えいたします。

働く人の労働環境の改善については、国内の様々な状況の変化はもとより、世界の動きも視野に入れていかなければならない問題だと考えております。

また、少子高齢化が進展し労働力人口が減少する中で、労使双方が安心・納得した上で多様な働き方を実現できる労働環境の整備が必要とされております。

そのため、現在国では、募集・採用に係る年齢制限禁止の義務化や、パートタイム労働

者の正社員への転換促進、長時間の時間外労働に対する割増賃金率の引き上げなど、労働環境の改善に向けた見直しが進められております。

県としては、これらの動向を見守るほか、制度が改正された場合には、宮城労働局と連携しながら制度の普及啓発を行い、労働環境の改善に努めてまいります。

遊佐 美由紀議員 一般質問回答要旨

問1-(4)

将来ビジョンには雇用創出目標が設定されていないが、各分野別の目標を設定すべきと思うがどうか。また、福岡県では雇用全体の10%を福祉の雇用創出目標とし達成していると聞く。これまで建設業を中心とした福祉分野へのシフト支援等の実績は見えてこないが、福祉産業の振興策による雇用創出目標を将来ビジョンに位置付けてはどうか。

[答]

次に、将来ビジョンにおける雇用創出の目標及び福祉産業の振興による雇用創出の目標についての御質問にお答えいたします。

「宮城の将来ビジョン」において、「生まれてよかった、育ってよかった、住んでよかった」と思える宮城県を構築していくためには、まず安定した経済基盤を築き、創出された富の循環により、福祉や教育などへの取組を進めていくことにしております。このため、産業振興を図る上での指標として、県内総生産10兆円という数字を掲げました。

雇用者数については、10年間という区切りの中で、景気などの変動要因が多く、確かな見通しを示すことは難しいことから、具体的な数字は掲げませんでした。非常に重要な視点と認識しております。

また、健康・福祉産業については、国でも今後成長が期待される分野と捉えており、我が県でも「将来ビジョン」の中で、特に重要な産業と位置づけております。

実際、健康福祉分野の従業員数は確実に増加しており、他分野からの事業参入も増えてきております。県でも「建設業経営多角化支援事業」により平成17年度以降3社が新しくこの分野に進出しております。

今後、健康福祉分野を含めた地域サービス産業への支援を目的として、新しくサービス産業の実態調査を実施するなど、健康・福祉サービス産業の振興に努め、雇用の創出に繋げてまいります。

平成19年2月定例県議会

遊佐 美由紀 議員 一般質問回答要旨

問2 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）について
以下2点について知事の所見を伺いたい。
(1) 本県の合計特殊出生率は全国平均を下回っているが、仕事と生活の調和についての認識と、新年度予算への反映はどうか。また、「民間企業における子育て支援実態調査」を実施し取りまとめ中と聞くが、仕事と生活の調和を目指すための職場の環境改善への取組はどうか。

[答]

次に、大綱2点目、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）についての御質問にお答えいたします。

初めに、仕事と生活の調和についての認識と取組みについてのお尋ねにお答えいたします。

仕事と生活の調和、いわゆるワーク・ライフ・バランスにつきましては、少子化の流れを変えるための大きな課題と認識しており、「宮城の将来ビジョン」の中でも、「仕事と子育ての両立支援対策」を重要な取組みとして位置づけ、子育てに優しい職場環境の整備を積極的に推進していくこととしております。

そのためには、とりわけ、県内企業の大多

数を占める中小企業における取組みが重要であることから、昨年末、従業員100人以上300人以下の企業等を対象に、「民間企業における子育て支援実態調査」を実施いたしました。その結果については、現在、精査中ですが、総じて言えば、経営基盤が脆弱なため子育て支援の取組みが低調である反面、制度化はしていないものの、柔軟な取扱いを行っている例も多く報告されております。

県といたしましては、平成19年度から提案型子育て奨励事業を実施し、中小企業の子育て支援の取り組みを助成・推奨していくこととしております。また、中小企業労働施策アドバイザー制度を活用して普及啓発や情報提供を行うなど、労働局等関係機関とも十分連携しながら、ワーク・ライフ・バランスの推進に取り組んでまいりたいと考えております。

平成19年2月定例県議会

遊佐 美由紀 議員 一般質問回答要旨

問2-(2)-1
子どもを生き育てやすい環境をつくるためには、経済的負担の軽減や女性の就労支援を手厚くすることが必要であるため、乳幼児医療費助成の拡充を求めてきた。本県の実態は通院の助成対象年齢が3歳までであり、全国ワースト1位となっているが認識はどうか。また、子育て支援策として、通院助成の対象を入学前まで拡大することが必要と思うがどうか。

[答]

次に、乳幼児医療費助成の拡大についてのお尋ねにお答えします。

乳幼児医療費助成事業は、子育て家庭への経済的支援として重要な施策の一つであると認識しております。また、支給対象年齢の拡大や所得制限の緩和といった制度拡充の要望があることも承知しております。

一方、県財政は危機的な状況で、「新・財政再建推進プログラム」における事業総点検を一層推進する必要がありますが、全国35道府県で導入しております一部自己負担については、県政の喫緊の課題である子どもたちを安心して生み育てることができる環境づ

くりを一層推進するため、平成19年度はその導入は行わず、現行の制度を維持することとしたところです。

なお、通院の支給対象年齢の拡大については、県の財政状況からすれば現段階では非常に困難であることを御理解願います。

遊佐 美由紀 議員 一般質問回答要旨

問2-(2)-ロ

県庁内保育所が10月に開設されることは評価するが、県庁だけ子育て支援が充実するのでは格差が生じてしまうため、次の施策として県内事業所に保育所開設を誘導する施策に取り組むべきである。県施設の一部開放や企業が共同で設置する保育所への補助制度を創設してはどうか。

[答]

大綱2点目、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）についての御質問にお答えします。

初めに、県内の事業所に保育所の開設を誘導する施策についての御提言にお答えいたします。

事業所内保育施設^{につきまして}は、職場と子どもを預ける施設が近接していることから、仕事にも集中でき、かつ、安心して子育てができるという面で、働く人にとっても事業主にとっても有益な施設であると認識しております。

現在、病院内保育施設に対しては、県としても運営に対する補助を行っているところですが、その他の事業所内保育施設の設置・運営に係る助成制度はございません。

なお、一般事業所内保育施設に対する助成については、厚生労働省の外郭団体である財団法人21世紀職業財団が取り扱っておりますことから、県といたしましても、この助成制度の活用について積極的にP-Rしてまいります。

遊佐 美由紀 議員 一般質問回答要旨

問2-(2)-ハ

増え続ける児童虐待には保健師のきめ細かい家庭訪問が効果的と言われている。母子保健充実のためにも、家庭訪問を継続的に行える人材確保のため、市町村に対する支援策を講じてはどうか。

[答]

次に、児童虐待予防のための継続的な家庭訪問を行える人材確保のため、市町村に支援策を講じてはどうかのお尋ねにお答えいたします。

児童福祉法が改正され、平成17年4月から市町村が子どもに関する相談の第一義的な窓口となり、各市町村においては、児童虐待予防事業や通告・相談、訪問指導などの様々な対応がなされているところです。

また、支援を要する家庭に対しては、市町村の母子保健及び児童福祉部門の相談員等による継続的な訪問指導も行われ、その際、必要に応じて県の保健福祉事務所や地域子どもセンターの職員による同行訪問や個別事例検

討会議の開催などの支援を行っております。

県といたしましては、高い専門性を必要とする保健師や相談員に対する継続的な研修をこれまでも行ってまいりましたが、新たに実施される「こんにちは赤ちゃん事業」などの推進やそのための人材確保についても指導を行うとともに、その資質向上のための研修を行うなど、積極的に市町村に対する支援に努めてまいります。

平成19年2月定例県議会

遊佐 美由紀 議員 一般質問回答要旨

問4. 新福祉センター（仮称）について
以下5点について知事の見解を伺いたい。

(1) 子ども総合センターは子どものメンタルケア等教育庁と連携した取組を行っているが、新福祉センターでの福祉・教育との連携はどうか。

[答]

次に、大綱3点目、新福祉センター（仮称）についての御質問にお答えいたします。

初めに、新福祉センターにおける福祉と教育の連携についてのお尋ねにお答えいたします。

新福祉センターの整備につきましては、総合教育センターとの複合的な整備を前提に、本年度は、PFI導入の可能性などについて検討することとしております。

このような、複合的な整備によって、福祉と教育の相談窓口の併設によるワンストップ化や、双方の専門職員による総合的な支援など、一層の連携強化が可能となり、深刻化している虐待や不登校をはじめとする諸問題についても、よりの確で効果的

平成19年2月定例県議会

教育長答弁

遊佐 美由紀 議員 一般質問回答要旨

問4- (2)

県は障がい児モデル事業を行っているが、更に充実させるためモデル校を拡大し事例研究を行ってはどうか。

[答]

大綱3点目、新福祉センター（仮称）についての御質問のうち、新福祉センター（仮称）においては、併設する総合教育センターとの連携が図られることから、共に学ぶ教育を推進するためのモデル事業についても、連携を強化しながら、更に拡大させるような事例研究を行ってはどうかのお尋ねにお答えいたします。

新福祉センター（仮称）と総合教育センター（仮称）においては、教職員の資質向上を図るための研修の実施や教育・福祉との連携による相談・支援機能の充実を図っていくことが求められております。

特別支援教育を進める上では、福祉と

な対応が期待できるものと考えております。

教育の連携が必要であり、お話にありました学習システム整備モデル事業においても、福祉との連携を図りながら、更なる充実に努めてまいりたいと考えております。

平成19年2月定例県議会

遊佐 美由紀 議員 一般質問回答要旨

問4-(3) 福祉施設設置に伴い太白区向山の中央児童館の機能をどう考えているのか。また、子どもの健全育成には自然とのふれあひが必要であり、中央児童館をNPOの拠点施設とする「子どもの丘」構想を提案していたが、仙台市と協議すべきと思うかどうか。

[答]

次に、大綱3点目、新福祉センター（仮称）についての御質問のうち、現在の中央児童館についてのお尋ねにお答えいたします。

新福祉センターについては、これまで中央児童館を活用しながら行ってきた児童健全育成の機能につきましても、引き続き実施することとしております。

新福祉センターの整備については、その検討に着手したばかりであり、現中央児童館の施設の活用方策について具体的な協議を行う段階ではございませんが、今後、様々な検討を行いながら、適切に対応してまいりたいと考えております。

遊佐美由紀議員4-(4)-1

ながら、検討を進めることとしております。

従いまして、平成19年度には、施設・設備機能等のニーズ検討、民間事業者のノウハウや参加意欲、事業採算性のシミュレーション等「PFI導入可能性調査」を実施するための予算を計上した訳であります。

平成19年2月定例県議会

遊佐 美由紀議員 一般質問回答要旨

問4-(4) PFI方式の導入について
イ 施設整備をPFI方式とする明確な理由は何か。また、新年度に計上された予算の用途は何か。

[答]

次に、PFI方式とする理由と新年度予算の用途についての御質問にお答えいたします。

平成11年にいわゆる「PFI法」が施行されたところではありますが、宮城県においてもPFI方式に適する事業について、積極的に活用・推進する必要があることから、PFI事業に取り組むに当たっての基本的考え方や具体的な手順を示した「宮城県PFI活用方針」を平成15年3月に策定いたしました。

この方針においては、初期建設費用が10億円以上の事業等について、PFI検討対象事業となっております。

こうしたことから、新福祉センターについては、総合教育センターなどと複合的な整備について、PFI活用の可能性を視野に入れ

平成19年2月定例県議会

遊佐 美由紀議員 一般質問回答要旨

問4-(4)-ロ
PFI検討委員会のメンバーには、一般県民、子育て世代の代表等の参加は想定しているのか。また、利益が期待されなければ企業は参入しないものであり、その意味では委員会の決定は利害が密接に絡むため透明性が極めて重要である。決定プロセスを全て公開すべきと思うかどうか。

[答]

次に、PFI検討委員会についてのお尋ねにお答えします。

PFI導入可能性調査等により、事業整備手法としてPFI方式を導入することになった場合には、事業の公平性、透明性を確保するため、「民間資金等活用事業検討委員会」での審議等を経て事業を実施することとしており、同委員会の設置条例案を本議会に提案しているところであります。

検討委員会の「委員」につきましては、PFIに精通した学識経験者や金融等の専門家及び県職員などで構成することとしており

ます。あわせて、PFI方式導入事業ごとに、それぞれの分野で専門的な審議ができますよう「臨時委員」を任命することにしており、その人選については、事業の内容に応じて適切に行ってまいりたいと考えております。

また、検討委員会の運営・決定プロセスにつきましても、公平性及び透明性が確保できるように、十分留意してまいりたいと考えております。

ホーム柵の設置が義務付けられております。

しかしながら、仙台空港アクセス鉄道は、車両故障や臨時列車運行の場合にドア位置が異なるJR在来線車両が発着することから、ホームドア等を必ず設置すべき場合には該当していません。

なお、安全確保の責任を負う仙台空港鉄道株式会社としては、車上モニターにより全ドアでの乗客の状態を確認することによってホーム上の安全を確保することにしており、さらにホームの安全確保のため、指令室や各駅務室のモニターによる状況確認を行っているほか、駅混雑時には要員増強するなど、ホームの安全に万全を期すことしております。

問4-(5)

センターにはリハビリテーション支援センターを併設する計画もあり、アクセス鉄道による施設の利便性も重視していると聞くと、アクセス鉄道はワンマン運行であり障がい者の乗降等に不安を致し、ホームドアを作るべきとの要望がある。今議会の回答でも設置は難しいとの見解だが、バリアフリー新法による設置義務はないのか。また、事故が発生した場合、危険の指摘にも拘わらず安全対策を怠った県の責任が問われかねず、早急な対応が必要かどうか。

[答]

次に、仙台空港アクセス鉄道ホームドアの設置についての御質問にお答えいたします。

「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」いわゆるバリアフリー新法及び「移動等円滑化のために必要な旅客施設又は車両等の構造及び設備に関する基準を定める省令」では、発着するすべての車両の乗降口の位置が一定し、かつ列車を自動的に一定位置に停止させることが可能な新たな駅ホームについては、ホームドア又は可動式

問3 医療の格差について

以下3点について知事の所見を伺いたい。

- (1) 小児科・産科医師の県内の配置状況はどうか。また、医療の格差是正のための女性医師等の医師不足対策についてはどうか。

[答]

次に、大綱4点目、医療の格差についての御質問のうち、小児科・産科医師の県内の配置状況と、女性医師等の医師不足対策についてのお尋ねにお答えいたします。

本県における小児科・産科医師の状況につきましても、その絶対数が不足しているとともに、地域による偏在が顕著な状況にあり、各地域の医療の中心である自治体病院の配置状況を見ても、大変厳しい状況であると認識しております。

このような状況につきましても、他の診療科においても概ね同様であることから、

また、チャイルド・ライフ・スペシャリストにつきましては、病院開設以来、成育医療充実の観点から1名を配置してきたところですが、今年1月から欠員となっております。

このチャイルド・ライフ・スペシャリストにつきましては、国内の有資格者が極めて少ない状況にあります。こども病院では、公募を行うなど、確保に努めているところであります。

県といたしましては、県内の小児医療の充実に向け、こども病院の体制確保は極めて重要と考えており、今後とも、こども病院と連携して、必要な人材の確保に努めてまいります。

しては今年度、DV防止のためのポスターを病院や市町村等に配布したほか、外国人向けリーフレットの作成やJRの時刻表への啓発広告の掲載、さらには県政だよりの活用など、広く県民に対する普及啓発に努めてきたところであります。

今後とも、DVを許さない社会の実現に向けて、啓発事業の一層の推進に取り組んでまいります。

問5 共生社会の実現について

以下2点について知事の所見を伺いたい。

(1) DV根絶には「DVとは何か、DVは決して許されないもの」と認識することが第一であり、そのためには自治体の絶え間ない広報や啓発努力が必要だが、ここ数年ジェンダーへの誤解や否定的な考え方が自治体の男女共同参画政策を後退させ、結果としてDV根絶の取組が進まなかった。より一層の啓発事業が必要と思うがどうか。

[答]

次に、大綱5点目、共生社会の実現についての御質問にお答えいたします。

初めに、DV対策の啓発事業についてのお尋ねにお答えいたします。

配偶者からの暴力、いわゆる「DV（ドメスティック・バイオレンス）」を防止するためには、男女がお互いにその人権を尊重し、性別にかかわらず、共に理解し合える社会の実現を目指すことが大切であると考えております。

そのためには、^{議員}御指摘のとおり、より一層の啓発事業の実施が重要であり、県におきま

問5-(2) 中国残留孤児の支援策について

イ 本県在住の中国残留孤児が、地域で孤立することなく安心して医療、日本語教育等を受けられる環境整備、労働の確保等の生活保障、生活支援についての対策はどうか。また、孤児2世、3世の住宅確保等の自立支援策についてはどうか。

[答]

次に、中国帰国者に対する支援についてのお尋ねにお答えいたします。

初めに、生活支援等の対策と2世、3世に対する自立支援策についての御質問にお答えいたします。

中国帰国者支援対策につきましては、本県独自に相談窓口を設置し、地域で生活していく上で、文化や言葉、生活習慣の違いによって直面するいろいろな悩みや困りごとなどの日常生活の相談に応じており、必要に応じて、各種行政相談や適切な医療が受けられるよう通訳の派遣を行っております。

また、個々の帰国者の就労支援、生活相談支援等を行う自立指導員の派遣を、これまで帰国後3年間に限り行っておりましたが、平成19年度から派遣年限が撤廃されたことにより、今後は、永

統的に自立指導員を派遣することが可能となりましたので、生涯にわたるきめ細かな支援につながるものと考えております。

中国帰国者2世、3世に対する自立支援策につきましては、平成19年度から、2世、3世の方々がハローワークを利用する際に、自立指導員と自立支援通訳を派遣するほか、就労に役立つ資格を取得した際には、受講料を援助するなど、円滑な就労に結び付けられるよう効果的な就労支援を行ってまいります。

平成19年2月定例県議会

遊佐 美由紀議員 一般質問回答要旨

問5-(2)-ロ

日本語教育を受けられる機関の設置について国に設置を求めていたが、その後結果はどうか。

[答]

次に、日本語教育を受けることのできる機関の設置についてのお尋ねにお答えいたします。

国では、中国帰国者に対する日本語学習支援事業を始め、相談事業や交流事業などを中長期的に行うための拠点となる中国帰国者支援・交流センターを、平成19年度に、北海道と東北ブロックにそれぞれ設置することとしております。現在、中国帰国者支援・交流センターは、東京都、大阪府、福岡県、愛知県、広島県の5箇所に設置されておりますが、来年度に設置される東北ブロックのセンターは、ここ宮城県に設置されることが決定しております。

センターの開設は、今年の夏ごろと伺っておりますので、本県といたしましても、中国帰国者支援・交流センターと連携して、中国帰国者の方々が地域の中で安心して暮らせるように支援してまいりたいと存じます。

私からは以上でございます。